

2020年度 教育課程連携協議会委員からのご提案に対する対応方針

2021年1月12日

若松良樹 大橋洋一

3名の委員の先生から、ご多忙にもかかわらず、詳細かつ有益な御質問及び御意見を頂くことが出来た。法科大学院教員を代表して、3先生に厚く御礼申し上げる次第である。

頂いたご指摘を私ども両名で整理した上で、とりわけ重要であると思われる点に関し、法科大学院教授会で審議し、以下のように取扱うことを決定した。

1. 制度・趣旨等の確認・情報共有

小早川光郎委員から、以下の3点に関して、ご指摘及び御質問を受けたことに対応して、以下の内容を確認した。

(a)3 ポリシー表記の統一

大学ウェブサイトにおける3ポリシーの表記と、自己評価報告書8頁における表記が不統一であるというご指摘に関しては、平成30年6月に自己評価報告書を作成した後、全学的に3ポリシーを見直し、教授会の承認後、ウェブサイトに掲載をした。この点について説明が不足していたことをお詫びしたい。

(b)令和2年度新設の「民事取引法実務」新設の趣旨に関しては、教務委員や担当教員に確認し、以下の趣旨であることを明確化した上で、教員間で情報共有を図った。

平成29年に改正された民法（債権法）が、本年4月1日より施行された。そこで、「民事取引法実務」は、その改正を受けて実務でどのような対応がなされているのか、これからどのような対応が必要なのかについて、具体的には契約実務を踏まえて学生とともに考える講義が必要であるということで設置したものである。以前は「債権法改正」の授業を開講し、改正過程を理論的に分析する授業を法制審議会部会の委員が担当していた。今後、改正された民法に基づいて実務を担うのは、現法科大学院生であることから、「民事取引法実務」では、改正に関与した実務家が、こうした改正での問題意識を踏まえ、取引実務及び改正の実務への影響を発展的に講義している。

(c)修了者の進路なり現況の把握方法に関しては、以下のような状況のもと、次のような工夫を施している点を確認した。

司法試験結果と進路報告のアンケートを、修了時に届け出たメールアドレスに送っているが、メールが届かない場合もあり、回答は、半分以下に留まり、現状を把握できていない。これに対応するため、現在、卒業生専用メールアドレスを全学的に付与することを検討している。また、修了生同窓会が準備段階にあり、同窓会の協力のもと現況を把握していきたい。

2. 未修1年生の指導方法及び法文書作成に関する改革

大橋正春委員からは、とりわけ上記2点に関して、有益で具体的な御提案を頂いた。ご提案を基に、教員間で具体的な改革方針について議論を行い、以下の結論を得た。

(a)未修1年生に対する短答式問題を通じた法律基礎知識習得援助

従来から、TKCの短答式問題を自習させることを通じて、委員ご提案の学習援助を行うよう努めてきた。しかし、学生の受験が続かないといった問題が指摘されてきた。今回、委員のご指摘を受けて、一定量の受験を学期末試験の要件とするとか、一定量の受験を講義内における小テストの内容とするとか、一定量未満の受験にとどまることを学年末の面接指導の要件とする方策など、着手できるところから試行することが確認された。

(b)「法文書作成のゴールデンルール」の教員間における共有

頂いた以下のルールに関しては法科大学院教授会で具体的に紹介したところ、教員から共感する意見が多く提起されたことを受けて、日々の講義や演習で各教員が当該ルールのもつ問題意識を共有し、日々の講義・演習にあたることが確認された。

(参考)「法文書作成のゴールデンルール」

- ア 法文書は読ませるものではない、読んでいただくものである。
- イ 自分の書きたいことを書くな、読者の読みたいことを書け
- ウ まず何を書くか、次にどう書くか
- エ 読者を迷子にするな、ゴールは予め伝えておけ
- オ 人見て法を説け、平易さと正確さのバランスは読者で決まる
- カ 気持ちは熱く、頭脳は冷静に
- キ 書式はその意味を理解して使え
- ク 結論を明確に、不明というのも一つの結論

- ケ 論証には具体的な根拠が必要、君がどう思うかは関係ない
- コ 起案は1週間寝かせろ、1週間後の自分は他人
- サ 他人の振り見て我が振り直せ、何からでも学ぶことはできる

大橋正春委員からは、上記のほか、本研究科の現状と課題について記載した報告書において入学生の質に言及した部分に関して、法曹養成機関である法科大学院として、その基本姿勢を問う貴重な御意見を頂いた。御指摘を真摯に受け止め、入学生の能力向上を一層注視し、教育内容の改善と不断に取り組む方向性の重要性について改めて確認した。

3. カリキュラム改革及び授業改善の具体像について

市村陽典委員からは、上記の改革や改善につき、具体像を示すことこそが重要であるという核心を突いたご指摘を頂いた。委員ご指摘のように、日々の授業における具体的な改善努力を通じて、「自らの頭で事案を分析整理して、それに対する法律的な処理の在り方を論理的に組み立てる能力」を涵養することが、改革の本質であることを教員間で改めて確認した。

具体的な改善策として、各講義で用いる設問において、学生に考えさせることに重点を置くことに一層努力する点や、15回の講義時間を最大限活用することの重要性を再確認した。